



法改正情報 (改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

● 同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

令和8年4月28日に同一労働同一賃金に係る改正省令・告示が公布され、改正同一労働同一賃金ガイドラインが令和8年10月1日から適用されます。このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で待遇差が存在する場合に、どのような待遇差が不合理、あるいは不合理でないのか、原則となる考え方や具体例、留意事項を示すものです。

1. ガイドライン改正のポイント

今般、裁判例の蓄積などを踏まえて記載が見直され、明確化や充実が図られているほか、新規に追加された内容もあります。特に、各種手当(退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当等)や福利厚生(夏季冬季休暇、褒賞等)について、具体的な考え方や例示が追加されています。

また、改正省令により、非正規雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項について、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が追加されます。説明の際は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」により行います。

2. 企業に求められる対応

企業においては、非正規雇用労働者からの説明請求への対応が一層重要となります。各種手当や福利厚生を支給基準の見直し、就業規則の点検、説明体制の整備が欠かせません。ガイドラインに基づき、厚生労働省が公表する関連書式やリーフレットも活用しながら、早めの確認と対応を進めましょう。

■ 【治療と就業の両立について】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

**7月の税務と労務の手続** (提出先・納付先)**10日**

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>
[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]<休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第2期>[郵便局または銀行]※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

**トピック** (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)**● 実質賃金 4カ月連続プラス(6/5)**

厚生労働省が5日、4月の毎月勤労統計調査(速報)を公表した。実質賃金は前年同月比で1.9%増え、4カ月連続のプラスとなった。所定内給与が27万7,916円で3.4%伸びた一方、政府のガソリン代補助等により物価の伸びが抑えられた。所定内給与は33年6カ月ぶりに4カ月連続で3%以上のプラスを維持した。名目賃金は31万2,425円と3.5%増え、34年1カ月ぶりに3カ月連続で3%以上を維持した。

【後記】2026年に変わるiDeCoの改正ポイント

個人型確定拠出年金「iDeCo」は長期的な資産形成を行うことを目的とした私的年金ですが、ルールが変わること多いため、直近の改正をまとめます。

◆ 退職所得控除に関する「5年ルール」が「10年ルール」に
(2026年1月1日より施行)

改正前は、先にiDeCoの給付金を一時金で受け取り、5年以上経過してから会社の退職一時金を受け取ると、掛金拠出期間と勤続期間で重複する期間の退職所得控除をそれぞれに使うことができました。改正後はこの「5年」が「10年」になり、受取りの間隔を10年以上空けない限り、重複期間の退職所得控除は1回しか使えないように調整されます。

なお、先に会社の退職一時金を受け取り、後でiDeCoの一時金を受け取る場合には、退職所得控除を二重に使うことは20年以上の間隔を空ける必要があります。

◆ 加入可能年齢が「70歳未満」に拡大
2026年12月1日より施行予定

iDeCoに加入できる年齢は原則20歳以上65歳未満でしたが、改正後は、70歳になるまで掛金の拠出が可能になります。ただし、iDeCoは公的年金の上乗せであるため、老齢基礎年金などの公的年金を受け取るようになると、掛金の拠出はできなくなります。

◆ 掛金の上限の引上げ
2026年12月1日より施行予定
会社員・公務員の拠出限度額は月額2万円、企業年金がある場合は合計5.5万円、または2.3万円でしたが、改正後は6.2万円、企業年金がある場合は合計6.2万円に引き上げられます。
自営業者・フリーランス等の拠出限度額は、国民年金基金と合算で月額6.8万円でしたが、7.5万円に引き上げられます。